

(財)女性のためのアジア平和国民基金

# 第14回理事会

平成8年7月

「国民の償いの気持ち（償い金）」を受け取っていただく基準・手続きについて

## 1. 基本的考え方

「償い金」を受け取っていただく手順の基本は、以下のとおりとする。

- ① 「総理の手紙」とともに直接本人に届くことを原則とする。
- ② 当該国・地域の実情に応じ、その政府・当局が実施してきた施策との整合性並びに被害当事者のプライバシー保護及び生活の平穏維持に最大限留意し、既に確立されているチャンネルを活用する。
- ③ 当該国・地域の政府・当局、関係市民団体等に協力を求め、具体的には関係国・地域ごとに決定する。

## 2. 基準及び手順

### (1) 対象者の決定

- ① 基金としては、かつての戦争の時代に、旧日本軍の慰安所等で、一定期間将兵等に性的奉仕を強いられた方々を『従軍慰安婦』と考えている。
- ② 当該国・地域の政府・当局等の認定を尊重して行う。同時に、その認定の手順を基金として確認する。
- ③ 1995年7月19日（アジア女性基金設立の日）現在の生存者を対象とする。

### (2) 亡くなられた方々の取扱い

- ① 1995年7月19日以降に死亡された被害当事者の遺族の方（配偶者及び子）が受け取る意思を申請期間内に申請された場合は、被害当事者の生前の意志を尊重して判断する。
- ② 遺族の方（配偶者及び子）が複数存在する等いわゆる相続問題が生じる場合は、当該国・地域の相続に関する法律及び司法判断による。
- ③ 基金の償い事業は、原則として直接本人に対し実施するとの主旨から、死亡された被害者の遺族に対しては、手紙と一時金のみをお渡しし、医療福祉支援事業（別資料でふれる）は実施しない。

### (3) 申請先

既に確立されているチャンネルにおける窓口を利用することを原則とし当該国・地域の実状に配慮し、関係国・地域ごとに決定する。

### (4) 申請期間

当該国・地域において公示した日から5年以内。

### (5) 広報および公示

周知方法は、当該国・地域の通常の公示方法を基本とする。なお、情報通信の実情に応じ、テレビ、ラジオ、新聞等の活用も図る。

### (6) お渡しする方法

被害当事者のプライバシー保護及び安全確保の観点から具体的方法を関係国・地域ごとに決定する。

### (7) その問題が生じた場合には、理事会の決定により対応する。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

## 三者合同会議

平成8年7月30日

次第

### 【報告および審議事項】

- (1) 償い金支給の基準・手続について
- (2) 具体的な実施態勢について
- (3) 基金事業の広報と発表について
- (4) 女性尊厳事業について
- (5) 国連人権小委員会について
- (6) 医療福祉支援事業について
- (7) その他
- (8) プレス発表の内容について

資料

添付資料一覧

財団法人女性のためのアジア平和国民基金  
平成8年7月30日 三者合同会議

- ▼償い金支給の基準・手続について 1~2
- ▼現地への新聞広告案について 3
- ▼国連人権小委員会について 4~6
- ▼医療福祉支援事業の内容について 別添
- ▼右翼団体からの質問状 7~9
- ▼~~現地の~~品からの書翰 10~11
- ▼現地での報道ぶり 12~15
- ▼募金状況

〔別添〕

- ▼女性尊厳事業について
- ▼基金関連報道など

「償い」の気持ちを表す「一時金」を受け取っていただく基準・手続について（案）

## 1 基本的考え方

国民の「償い」を表す「一時金」を受け取っていただく手順の基本は、以下のとおりとする。

- ① 「総理の手紙」とともに直接本人に届くことを原則とする。
- ② 当該国・地域の実情に応じ、その政府・当局が実施してきた施策との整合性並びに被害当事者のプライバシー保護及び生活の平穏維持に最大限留意し、既に確立されているチャンネルを活用する。
- ③ 当該国・地域の政府・当局、関係市民団体等に協力を求め、具体的には関係国・地域ごとに決定する。

## 2 基準及び手順

### (1) 対象者の決定

- ① 当該国・地域の政府・当局等の認定を尊重して行う。
- ② 1995年7月19日（アジア女性基金の設立日）現在の生存者を対象とする。

### (2) 亡くなられた方々の取扱い

- ① 1995年7月19日以降に死亡された被害当事者の遺族の方（配偶者及び子）が受け取る意思を申請期間内に表明された場合は、被害当事者の生前の意思を尊重して判断する。
- ② 遺族の方（配偶者及び子）が複数存在する等いわゆる相続問題が生じる場合は、当該国・地域の相続に関する法律及び司法判断による。

### (3) 申請先

既に確立されているチャンネルにおける窓口を利用することを原則とし、当該国・地域の実情に配慮し、関係国・地域ごとに決定する。

### (4) 申請期間

当該国・地域において公示した日から（1、3、5）年以内。

### (5) 公示

周知方法は、当該国・地域の通常の公示方法を基本とする。なお、情報通信の実情に応じ、テレビ、ラジオ、新聞の活用も図る。

### (6) お渡しする方法

被害当事者のプライバシー保護及び安全確保の観点から具体的方法を関係国・地域ごとに決定する。

### (7) その他問題が生じた場合には、理事会の決定により対応する。

## 「償い」の気持ちを表す「一時金」を受け取っていただく基準・手続について

作業部会の作成した案をもとに運営審議会で審議した結果、付記する項目は以下のとおり。（通し番号は原案を参照）

### 2、基準及び手順

#### (1)対象者の決定

- ・基金としての元「従軍慰安婦」の基準を明確にし、これを入れる。基準は基金の小冊子、リーフレットで掲げた定義に準ずるものとする。
- ・認定は当該国／地域の政府／当局の認定を尊重するが、どのような手順で行われたかを、基金として確認する。

#### (2)亡くなられた方々の取扱い

- ①1995年7月19日以降に死亡された……（中略）……表明された場合は、  
→「表明」を「申請」と変える。
- ・基金の償い事業は、原則として直接本人に対し実施するとの主旨から、死亡された被害者の遺族に対しては、手紙と一時金のみをお渡しし、医療福祉支援事業（別項でふれる）は実施しない。

#### (4)申請期間

- ・申請期間は当該国／地域において公示した日から5年以内とする。

#### (5)公示

- ・(5)の表題は「広報および公示」とする。
- ・基金のこれまでの活動を理解してもらうために、広報は必要であるが、国／地域それぞれの事情を考慮し、方法、内容、タイミングを詰める必要がある。

#### 【その他】

- ・別項として、医療福祉支援事業の実施についての基準・手続を決めなくてはならない。
- ・医療福祉支援事業の実施期間について検討する必要がある。  
→「医療福祉支援事業については申請した時点から適用されるが、事業は初年度から実行されていることをふまえ、サービスの内容が決定される。」としてはどうか。
- ・当面の対象である3国／地域以外に在住する被害者に対しては、償い金をお渡しする手続とは別に、医療福祉支援事業はどのように実施することが可能であるかを検討する必要がある。
- ・日本国内外において既に生活保護等の支援措置を受けている被害者について、基金事業とこれまでの支援措置の重複などに対しどのように対応するか、検討する必要がある。
- ・在日の被害者に対しては、基金よりの代表としてたとえば理事に、直接説明に行っていただくのがよいのではないか。
- ・公示してのちの、現地および事務局内の問い合わせ対応等、態勢を整えなくてはならない。事務局内に公示してから一カ月ほど、英語、ハングル、タガログ等で対応できるスタッフを雇ってはどうか。できればカウンセリング業務の経験のある女性が望ましい。中国語、インドネシア語対応のスタッフも必要ではないか。

以上

私どもは、「従軍慰安婦」制度の犠牲者の屈辱と苦痛は、とうてい償いきれるものではないことは十分承知しております。しかし、アジア女性基金とそれに寄付してくれた日本市民は、何よりも、すでに高齢となられた方々の名誉と尊厳の回復と生活を第一に考え、犠牲者の方々への心からの謝罪と償いの気持ちで活動してきました。このことを、犠牲者の方々と韓国国民のみなさまにご理解していただきたいと切望しております。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

○理事会 理事長 原文兵衛(前参議院議長) 副理事長 有馬真喜子(国際婦人の地位委員会日本代表) 衛藤清吉(東京大学名誉教授) 理事 榎本庸夫(全日本自治団体労働組合副執行委員長) 大鷹淑子(元参議院議員) 金田一郎(全国社会福祉協議会副会長) 金平輝子(全東京都副知事)

下村満子(ジャーナリスト) 堀田力(弁護士、さわやか福祉財団理事長) 宮崎勇(元経済企画庁長官) 山口達男(元駐シンガポール大使) 鷺尾悦也(日本労働組合総連合会事務局長) 和田達夫(元ラオス大使、基金事務局長) ○よびかけ人 赤松良子(元文部大臣) 芦田甚之助(日本労働組合総連合会会長) 衛藤清吉(上記) 大来寿子(大来元外相夫人) 大鷹淑子(上記) 大沼保昭(東京大学教授) 岡本行夫(国際コンサルタント) 加藤タキ(下村満子(ジャーナリスト) 鈴木健二(熊本県立劇場) 須之部量三(元外務次官、元駐韓大使) 高橋祥起(政治評論家、徳島文理大学教授、NHK 会友)

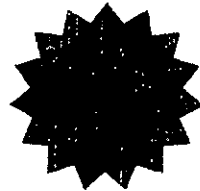
●8月15日、総理の手紙と償い金のお渡しを開始します。

●申告受付は です。

日本の責任によって「総理の手紙」と償いの気持ちを表わす一時金をお届けします。

日本軍に「慰安婦」にさせられた方々へ

謝罪と償い



日本国東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックス 電話 03-3583-9346 ファクス 03-3583-9347

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

第48回差別防止・少数者保護小委員会仮議題

1. 役員を選出
2. 議題の採択
3. 差別小委の作業の見直し
4. 差別小委の関心領域分野の更なる発展の見直し
5. 人種差別の撤廃
  - (a) 人種主義及び人種差別と闘う手段並びに差別小委の役割
6. 全ての国、特に、植民地及び他の非独立国家・地域における、人種差別・分離及びアパルトヘイト政策を含む、人権及び基本的自由の侵害の問題：人権委決議8 (XXIII) に基づく差別小委報告
7. 新国際経済秩序と人権の促進
  - (a) 開発における女性の役割と平等参加
8. 経済的、社会的及び文化的権利の実現
9. 人権に関する通報：経社理決議1503 (XLVIII) に基づき差別小委決議2 (XXIV) によって設置された作業部会報告
10. 司法運営及び拘禁者の人権
  - (a) 人権と緊急事態の問題
  - (b) 起訴と刑罰の差別化及び家庭に対する人権侵害に対する影響
  - (c) 司法、陪審員、裁判所補佐人の独立及び公正並びに法律家の独立
11. 女性の人権の実行
12. 人権と科学・技術の発展
13. 人権、特に生命に対する権利の享受のための必須の条件としての国際平和と安全
14. 先住民に対する差別
15. 現代的形態の奴隷制
16. 国内的、地域的及び国際的レベルにおける人権の促進、保護及び回復
  - (a) 児童に対する差別防止及び保護：人権と青年
  - (b) 人権と障害
17. 少数者の保護



18. 移動の自由

(a) 移住労働者及びその家族の状況

(b) 人口移動

19. 人権の享受のための人道的活動の意義

20. 人種主義、外国人差別、少数者及び移住労働者に関連したテーマ別問題の包括的考察

21. 差別小委の将来の作業及び第49回差別小委の仮議題の検討

22. 第48回差別小委の報告の採択

(参考)

従軍慰安婦問題関連部分は、本件文書の第11項「女性に対する暴力撤廃」に含まれているところ、該当部分の概要以下の通り。

「11. 女性に対する暴力の撤廃

現代的形態の奴隷制に関する作業部会は、

第52回人権委員会に提出された女性に対する暴力に関する特別報告者により提出された報告書並びに第一及び第二付属文書を検討し、

戦時における女性の性的搾取及び他の形態の強制労働に関して受領した情報をテイクノートし、

1. 女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の作業を歓迎するとともに、その報告書 (E/CN.4/1996/53 and Add.1 and 2) をテイクノートし、
2. 第二次大戦中の女性性的奴隷の問題に関し、日本政府によってその取り組みについて提供された貴重な (excellent) 情報をテイクノートし、
3. 軍事性的奴隷の問題に関し、日本の様々な国会議員によって近時なされた立法へ向けての努力についての情報を賞賛とともにテイクノートし、
4. 不正な取り扱い、とりわけ奴隷類似の取り扱いへの服従に苦しんだ人々に対処するため、日本の行政裁判所が速やかに設立されたならば、そうした苦しみを効果的に解決できると考え、
5. 第19会期に採択された勧告、とりわけ同勧告第13項1パラないし4パラを想起し、何らかの解決メカニズムに自主的に服することについて合意する可能性につき、関係者の注意を喚起し、
6. 日本政府に対し、この問題に関して国連及び専門機関と協力するよう懇願し、
7. 戦時における女性の性的搾取及び他の形態の強制労働に関して受領した情報を重大な人権侵害者の不処罰の問題に関する特別報告者に伝達することを決定し、
8. 女性に対する暴力に関する特別報告者に対し、第20会期作業部会に参加するよう懇願し、
9. これらの問題を次回会期において検討することを決定する。」

(右側は団体等の意向状)

報道によれば「女性のため」の「日本愛國国民基金」は、  
 韓国、フランス、台湾の元従軍慰安婦と「自給する婦  
 人三百人に」償いのため「一律二百円」の一時金を支  
 払うことを正式決定したと伝えています。

記

「このような基準・判断から「元従軍慰安婦」と認めら  
 れるべきか。」

「元慰安婦」というのが、あくまで圧倒的に日本人かと思  
 ります。日本人を対象に入れないものは不公平かと思  
 いますか。」「

「一時金の支給には「慰安」の語を添えるべきというこ  
 とが、これは「日本側に不法行為があった」と認めら  
 れる限り、日本側としては「具体的にはどのような不法行為を指  
 しているのか。」

「民間などに何故「慰安」の語を添えるのか。」

平成十八年七月二十四日

大日本愛國団体連合

事務局対策委員会

女性のため「日本愛國国民基金」  
 理事 長 原 文兵衛 殿  
 一平澤次郎

防共新団在遊談隊 青澤部  
 近藤勝彦

同業

大日本愛国団体連合  
時局遊筆協議会  
平澤次郎 殿

平成8年7月26日  
理事  
事務局長 和田雅夫

- ( ) 7月24日付の直向状に対し下記のとおりお答え致します。  
当基金の設立趣旨・活動等につき貴団体各位の一層の御理解を賜わります幸いです。

記

1. 当基金では、「元従軍慰安婦」とは、「先の戦争中、日本軍の慰安所にて軍人たちに性的奉仕を強いられた女性たち」と定義しています。その認定は、夫々の政府、例えは韓国では政府が特別委員会を設置して調査の上、行ったもので、単なる本人の「自称」を根拠としたものではありません。
2. 歴史的経緯からして、日本人の慰安婦が存在したことは衆知の事実ですが、今日、日本とア印等諸国との和解友好を妨げている問題を取除くとしている当基金では、これら諸国の「慰安婦」のみを償いの対象と考えています。
3. 「総理の手紙」は、日本軍が関与した慰安所等において慰安婦の徴集等に強制があった点につき、政府として責任(道義的)を認め、「心づいたお詫びと反省」の気持ちを表わすものです。
4. 慰安婦問題の現実的を解決のための諸事業は、「償金(国民的募金)、医療福祉支援(政府予算)、総理の手紙」を三位一体として実施されます。基金は、政府と二人三脚で始まりました。

暑中御見舞

長日はあかとう

申し上げます

喜前送手致しませう

並 夏

お手教をおかけ致します

定例会議を説明させていただきます

でございます

〒231 横浜市中区山田町八ノ二ノ七〇九

三健勝

三活躍を

社念致します

平 沢 次 郎

(晴高対策協議会)



志

「風鈴」・横川えい子画

日付	円
H7.8.16	14,549,933
H7.8.18	17,655,449
H7.8.23	20,699,563
H7.8.25	32,235,924
H7.9.1	37,880,269
H7.9.8	43,139,044
H7.9.14	44,756,983
H7.9.22	50,191,561
H7.9.29	55,049,281
H7.10.6	56,912,959
H7.10.13	58,530,501
H7.10.20	60,711,987
H7.10.27	61,431,606
H7.11.2	61,855,390
H7.11.10	63,540,711
H7.11.17	74,632,828
H7.11.20	76,093,148
H7.11.24	77,374,038
H7.12.1	85,879,400
H7.12.6	102,842,555
H7.12.8	116,515,222
H7.12.15	124,568,767
H7.12.22	129,069,461
H8.1.4	133,754,507
H8.1.12	134,990,889
H8.1.18	135,948,788
H8.1.26	139,971,669
H8.2.2	142,987,169
H8.2.8	144,457,949
H8.2.16	146,851,262
H8.2.23	168,591,616
H8.3.1	176,112,186
H8.3.8	211,214,928
H8.3.15	213,432,168
H8.3.22	217,213,915
H8.3.29	221,177,740
H8.4.12	318,853,124
H8.4.19	326,750,897
H8.4.26	332,825,585
H8.5.10	336,291,308
H7.5.17	338,441,721
H8.5.24	340,072,943
H8.5.31	347,011,005
H8.6.7	378,154,182
H8.6.13	401,254,182
H8.6.28	408,647,704
H8.7.5	413,365,600
H8.7.10	414,738,485
H8.7.18	418,231,279
H8.7.24	419,836,382

